

1. 基本方針

- (1) 学業と部活動の両立を図り、学校生活の充実を図る。
- (2) 生徒の自主性、自発性に基づいた活動を通して、生涯にわたり豊かなライフステージを実現するための能力を育成する。
- (3) 技術、競技力の向上はもとより、仲間と協力し、楽しむことも味わう。

2. 本年度の部活動

(1) 設置部活動・同好会

- ①地域国際交流部 ②ヒトツナギ部 ③男子バレーボール部 ④女子バレーボール部
- ⑤レスリング部 ⑥男子ソフトテニス部 ⑦女子ソフトテニス部
- ⑧女子バスケットボール部 ⑨軟式野球同好会

(2) 活動時間・休養日等

- ①活動時間 学期中・・・平日3時間程度、週休日等4時間程度とする。
長期休業中・・・4時間程度とする。
- ②休養日 週当たり1日以上とする。
- ③その他 長期休業中は3日以上長期休養期間を設ける。
定期試験の1週間前から原則として休養日とする。
総体前の活動については時間延長を認める。

(3) 大会参加について

- ①高体連、高文連、高野連等及び教育委員会が主催、共催、後援のものとする。
- ②県内大会の参加については、本校が認めた部活動、同好会が参加できる。
参加できる大会は年間4回までとし、地区予選・本選がある場合は合わせて1回とする。また、文化系の部については該当する大会がなく、各種研修等を代替する場合における有効性を顧問が判断し、参加したい場合は職員会議に提案し、校長の承認を得た場合に参加できることとする。

3. 部活動運営について

(1) 体罰等の根絶

部活動指導者は、いかなる理由があっても部活動での指導で体罰を正当化することは誤りであり、決して許されないものであると認識を持ち、体罰等のない指導に徹する。

(2) 安全管理と事故防止

- ①生徒の健康管理の把握を行う。
- ②事故の未然防止のため、施設・設備の点検を行う。
- ③危機管理体制の徹底を行う。

(3) 保護者の理解と協力

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない大切なことであるため、活動計画等を明確にし、保護者に理解を得る。

4. その他

(1) 年間活動計画書の作成について

各部活動・同好会は年間活動計画書を作成すること。

(2) 毎月の活動実績報告書の作成について

各部活動・同好会は毎月(10日までに)活動実績報告書を作成すること。